

# 屋外広告物 クリーンキャンペーン

県内  
一斉

## 9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

※9月4日(木) 町職員による違反広告物簡易除却運動を行います

※天候などにより中止になることがあります



その屋外広告物！  
ルールを  
守っていますか？

屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。エリアによって、掲出できる広告物の大きさや高さに基準を設けて、規制しています。必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。

屋外に広告物を掲出される場合は、建設・下水道課へご相談ください。

問い合わせ先：愛荘町役場 建設・下水道課

電話 0749-42-7694

